

## 旧雄物川流域水害対策協議会

### 設立趣意書

近年、全国各地で記録的な大雨等による大規模な浸水被害が発生しており、気候変動の影響を踏まえると、今後、水害の発生頻度が更に増大していくことが懸念されている。

当県においても、令和5年7月の大雨により、秋田市の市街地で広範囲な浸水被害が発生したことから、雄物川圏域流域治水協議会に下流圏域分科会を設置し、国や県、秋田市などが協働で「水災害対策プロジェクト」をとりまとめ、被害軽減に向けたプロジェクトの取組を推進している。

こうした取組に加え、流域全体での治水対策をより深めていくことを目的に、旧雄物川流域にある6河川とその流域について、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域にそれぞれ指定したところである。

当協議会は、特定都市河川流域に指定した旧雄物川流域において、流域内のあらゆる関係者が一体となり、総合的な水害対策の効果的かつ円滑な実施を図るための「旧雄物川流域水害対策計画」策定に必要な協議や連絡調整等を行うものである。

## 旧雄物川流域 流域水害対策協議会 規約

### (設置)

第1条 特定都市河川浸水被害対策法第7条第1項に基づき、「旧雄物川流域水害対策協議会」(以下「協議会」)を設置する。

### (目的)

第2条 協議会は、気候変動の影響による降雨量の増加や流域の開発に伴う雨水流出量の増加等により浸水被害が著しい旧雄物川流域において、流域の持つ保水・貯留機能の適正な維持・向上、水災害リスクを踏まえたまちづくりとの連携、住まい方の工夫等、流域内のあらゆる関係者が一体となり、総合的な水災害対策の効果的かつ円滑な実施を図るための計画となる「旧雄物川流域水害対策計画」の策定に必要な協議及び実施に係る連絡調整等を行うことを目的とする。

### (協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。なお必要に応じて代理を置くことができるものとする。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

### (作業部会の構成)

第4条 協議会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とする。
- 3 作業部会は、別表2に所属する者をもって構成する。
- 4 作業部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第3項による者のほか、作業部会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2に所属する者以外の者(学識経験者等)の参加を作業部会に求めることができる。

### (協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 2 旧雄物川流域水害対策計画の策定及び変更に関する協議。
- 3 上記計画の諸施策等の実施に係る連絡調整並びに実施状況の評価。
- 4 その他、上記計画に関して必要な事項。

### (会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

(協議会資料等の公表)

- 第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 協議会の事務局は、秋田県建設部河川砂防課が行う。

(雑則)

- 第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

- 第10条 本規約は、令和6年12月23日から施行する。

別表1 旧雄物川流域水害対策協議会 協議会委員

国土交通省	東北地方整備局	秋田河川国道事務所長
農林水産省	東北農政局	西奥羽土地改良調査管理事務所長
林野庁	東北森林管理局	秋田森林管理署長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター	東北北海道整備局	東北北海道整備局長
秋田市	総務部	危機管理監
	産業振興部	産業振興部長
	建設部	建設部長
	都市整備部	都市整備部長
	上下水道局	理事
秋田県	総務部	危機管理監
	農林水産部	農林水産部長
	建設部	建設部長

学識経験者

秋田大学	名誉教授	松富 英夫
------	------	-------

別表2 旧雄物川流域水害対策協議会 作業部会

国土交通省	東北地方整備局	秋田河川国道事務所 流域治水課
農林水産省	東北農政局	西奥羽土地改良調査管理事務所 企画課
林野庁	東北森林管理局	秋田森林管理署
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター	東北北海道整備局	秋田水源林整備事務所
秋田市	総務部	防災安全対策課
	産業振興部	農地森林整備課
	建設部	道路建設課
	都市整備部	都市計画課
		建築指導課
上下水道局	下水道整備課	
秋田県	総務部	総合防災課
	農林水産部	農地整備課
		森林環境保全課
	建設部	都市計画課
		下水道マネジメント推進課
		河川砂防課（事務局）
		建築住宅課
	秋田地域振興局	総務企画部 地域企画課
		農林部 森づくり推進課
		農林部 農村整備課
		建設部 企画・建設課